

宍粟市自殺対策計画（案）に関するパブリックコメント実施要領

1. 案件名

宍粟市自殺対策計画（案）に関するパブリックコメントについて

2. 募集期間

平成30年12月25日（火）～平成31年1月23日（水）まで

3. 担当課 保健福祉課、一宮保健福祉課、波賀保健福祉課、千種保健福祉課

4. 募集の趣旨

宍粟市自殺対策計画（案）がまとまりましたので、パブリックコメント（意見募集）を実施します。

なお、提案いただきました意見は、集約して回答することとし、個人への意見回答は行いません。

5. 公表する資料

宍粟市自殺対策計画（案）
別紙のとおり

6. 閲覧場所及び閲覧時間

- (1) 担当課の窓口、各市民局まちづくり推進課、三方町出張所
月～金曜日（祝日及び12月29日～1月3日を除く）
午前8時30分～午後5時15分
- (2) 市立図書館
火～日曜日（祝日及び12月28日～1月4日を除く）
午前10時～午後5時30分
- (3) 市ホームページ
募集期間最終日まで（終日）

7. 意見を提出できる人

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) パブリックコメントに付する事案に利害関係を有する者

8. 意見を提出する様式
別紙「意見書」のとおり

9. 意見書の提出方法

提出方法	提出先
直接提出	上記閲覧場所（市ホームページを除く）に提出
郵送	あて先 〒671-2573 宍粟市山崎町今宿 5 番地 15 宍粟市健康福祉部保健福祉課
ファックス	0790-62-6354
電子メール	kenkozoshin-kk@city.shiso.lg.jp

10. 注意事項

- (1) 意見を提出する際は、別紙「意見書」記載のとおり氏名等の記入は必須とする
- (2) 意見に対する個別回答はしない
- (3) 意見に対する市の考え方を公表する場合は、市ホームページ等に掲載する
- (4) 個人が特定できる情報は公開しない